○関東地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三十一号小田原都市計画道路事業三・五・十号城山曽比線

三　事業施行期間　自平成十八年二月三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百三十号海老名都市計画道路事業三・四・六号河原口中新田線、三・四・四号中新田鍛冶返線及び一・四・一号さがみ縦貫道路

三　事業施行期間　自平成十三年五月七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千二百七十五号座間都市計画道路事業三・四・三号相模原二ツ塚線

三　事業施行期間　自平成七年六月二十一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第四十九号湯河原都市計画道路事業三・六・一号湯河原箱根仙石原線

三　事業施行期間　自平成十二年一月十七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二十五号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十四年三月二十二日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

名称　国営越後丘陵公園

位置　新潟県長岡市親沢町

区域　別紙図面のとおり（略）

（北陸地方整備局に閲覧所を設け、平成二十四年三月十六日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十四年四月一日

○中部地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日　　中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　一七・〇〇～一七・〇〇　メートル

後　一四・〇〇～一五・〇〇　メートル　〇・〇二四　キロメートル

○中部地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日　　中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　路線名　四十二号

(二)　供用開始の区間　三重県度会郡大紀町崎字沖田一一一二番四から同町崎字沖田一一一二番一まで

(三)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十二日から二週間近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日　　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　指定する道路の部分

区間　幅員　延長

橿原市東坊城町六〇番一から御所市大字本馬四三番一まで　七・八五～二四四・七〇　メートル　三・七八二　キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十四年三月二十二日